

【お知らせ】肉用牛肥育経営に対する支援策について（新型コロナウイルス感染症関係）

下記4つの支援を実施します。

これまで農家の皆様が築いてきた「いわて奥州牛」ブランドを今後も維持していくため、肉用牛肥育経営農家の皆様におかれましては是非ご活用いただき、経営の一助になれば幸いです。
なお、事業詳細についてご不明な点がある場合は、お手数をおかけしますが下記担当までお問合せ願います。

1 預託用繁殖雌牛導入支援補助金

【事業概要】

令和2年4月より稼働している、岩手ふるさと肉用牛繁殖センターに預託することを目的とした繁殖雌牛を導入する場合に補助金を交付。

【対象者】（①と②両方に該当する者）

①金ケ崎町内に住所を有し、肉用牛経営を営む個人、又は金ケ崎町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む従業員5人以下の法人

②町税の滞納がない者

【対象牛】（①～④すべてに該当する牛）

①令和2年4月1日から令和2年12月31日までに導入する牛

②導入時点での月齢が17カ月齢以上60カ月齢未満の黒毛和種

③市場（県南市場、中央市場）、又は幹旋会（JA、全農）から導入される妊娠牛（初妊牛は除く）又は経産牛

④120カ月齢（10才）まで岩手ふるさと肉用牛繁殖センターに継続して預託される見込みの牛

【補助金額】

246,000円/頭

※導入経費が246,000円以下の場合は、導入経費から千円未満の端数を切捨した額

【申請手続】

導入後、3カ月以内に補助金申請書に家畜引出（取引）証、岩手ふるさと肉用牛繁殖センターを添付して役場農林課まで提出してください。

【繁殖センターへの預託について】

上記【対象牛】に記載のとおり、120カ月齢までは継続して預託いただくことを想定しておりますが、導入した繁殖雌牛が長期の不妊、疾病、死亡等により継続して預託することが困難と思われる場合は、この限りではございません。そのような場合は、協議の上で対応しますのでご留意願います。

【留意事項】

補助金を活用して導入した繁殖雌牛については、理由なく移動、譲渡、交換、貸付、担保に供することはできません。特別な理由がある場合においては、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

2 肉用牛枝肉出荷支援補助金

【事業概要】

枝肉出荷に係り牛房から食肉市場までの運搬経費（JA、全農、出荷組合で運搬した場合）について補助金を交付。

【対象者】（①と②両方に該当する者）

①金ケ崎町内に住所を有し、肉用牛経営を営む個人、又は金ケ崎町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む法人

②町税の滞納がない者

【対象牛】（①～③すべてに該当する牛）

①令和2年4月1日から令和2年12月31日までに出荷する牛

②出荷時点での月齢が24カ月齢以上34カ月齢未満の黒毛和種

③金ケ崎町内で肥育された牛

【補助金額】

11,000円/頭

※運搬経費が11,000円未満の場合は、運搬経費から1,000円未満の端数切捨て

【申請手続】

出荷後、3カ月以内に補助金申請書に出荷及び運搬経費を証明する書類を添付して役場農林課まで提出してください。

※自分で運搬した際の燃料費、高速道路使用料については、対象外になります。

【お願い】

JAで発行する運搬経費を証明する書類（運搬経費の精算書）は、毎月月末締めで町に提供いただくこととなっております。

円滑な事業実施のため、出荷した翌月初めに前月分をまとめて申請いただくようご協力をお願いします。

問い合わせ先

金ケ崎町 農林課 生産振興係 主事 千葉春希

TEL : 0197-42-2111 FAX : 0197-42-4530

3 肥育素牛導入支援補助金

【事業概要】

令和2年4月1日以降に導入した肥育素牛に対して補助金を交付。

【対象者】(①と②両方に該当する者)

- ①金ケ崎町内に住所を有し、肉用牛経営を営むの個人、又は金ケ崎町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む従業員5人以下の法人
- ②町税の滞納がない者

【対象牛】(①～③すべてに該当する牛)

- ①令和2年4月1日から令和3年3月31日までに導入する牛
- ②導入時点での月齢が6カ月齢以上15カ月齢未満の黒毛和種
- ③県内で開催される市場、又は幹旋会から導入される肥育素牛

【補助金額】

- ・産地がJA岩手ふるさと管内の牛 70,000円/頭
- ・産地が上記以外の牛 90,000円/頭

【申請手続】

導入した日から3カ月以内に申請書に家畜引出(取引)証を添付して役場農林課まで提出してください。

【お願い】

JAから提供いただく家畜引出(取引)証は、毎月月末締めで町に提供いただくこととなっております。

円滑な事業実施のため、導入した翌月初めに前月分をまとめて申請いただくようご協力をお願いします。

4 肉用牛肥育経営安定特別対策補助金

【事業概要】

牛マルキンの対象となった牛(令和2年4月出荷分から)に対して補助金を交付。

【対象者】(①～③すべてに該当する者)

- ①金ケ崎町内に住所を有し、肉用牛経営を営む個人、又は金ケ崎町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む法人
- ②町税の滞納がない者
- ③牛マルキンの対象者として登録されているもの

【対象牛】(①～④すべてに該当する牛)

- ①令和2年4月1日から令和2年12月31日までに出荷される牛
- ②牛マルキンの交付対象となった牛
- ②出荷時点での月齢が24カ月齢以上34カ月齢未満の黒毛和種
- ③金ケ崎町内で肥育された牛

【補助金額】

標準的生産費と標準的販売額の差額の1/10(1円未満の端数切捨)

【申請手続】

牛マルキンの確定値が公表された日から3カ月以内に申請書に対象牛を出荷したことを証明する書類を添付して役場農林課まで提出してください。

【お願い】

補助金の交付は、確定値が公表されてからになります。3カ月分をまとめて1枚の申請書で申請いただくこととなりますのでご留意願います。

注意事項

肥育素牛導入支援補助金は、新型コロナウイルスの影響による枝肉価格の下落に伴い、資金繰りに支障をきたし、出荷後の肥育素牛の導入が滞ることを危惧して事業を実施するものになります。制度の趣旨をご理解いただき適切にご活用いただきますようお願いします。

各補助金の申請書は、役場農林課と岩手ふるさと農業協同組合金ケ崎地域センターに用意しております。

問い合わせ先

金ケ崎町 農林課 生産振興係 主事 千葉春希
TEL: 0197-42-2111 FAX: 0197-42-4530